

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会  
航空科学技術委員会の議事運営について

令和 2 年 7 月 22 日  
航空科学技術委員会

科学技術・学術審議会令第 11 条、科学技術・学術審議会運営規則第 4 条第 7 項、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第 5 条第 9 項及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会航空科学技術委員会運営規則第 7 条に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会航空科学技術委員会運営規則の議事運営について、以下のように定める。

1. 主査が必要と認めるときは、委員等は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話を行うことができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
2. Web 会議システムを利用した委員等の出席は、科学技術・学術審議会令第 8 条第 3 項の規定による出席者に含めるものとする。
3. Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該 Web 会議システムを利用して出席した委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。
4. Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。なお、第 6 条により会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者に Web 会議システムを利用させてはならない。

(参考)

## 科学技術・学術審議会令(抄)

(平成12年6月7日政令第279号)

最終改正：平成25年6月26日政令第189号

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 科学技術・学術審議会運営規則(抄)

(平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定、平成19年2月1日一部改正、平成23年5月31日一部改正、平成25年2月19日一部改正、平成29年3月14日一部改正、平成31年3月13日一部改正)

(分科会)

第4条

7 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

## 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則(抄)

(平成13年2月27日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定、平成19年2月6日一部改正、平成23年2月15日一部改正、平成31年4月17日一部改正)

第5条 分科会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

## 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会航空科学技術委員会運営規則(抄)

(令和元年6月24日航空科学技術委員会決定)

(書面による議決)

第4条 委員会の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、委員会の主査が次の会議において報告をしなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の主査が当該委員会に諮って定める。